

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という経営理念に基づき、お客様はもちろん株主や投資家の皆様など全てのステークホルダーとの信頼関係を築くために経営上の組織体制等を整備し、必要な施策を実施するとともに、適切な情報開示を行い、透明性の高い経営に取り組むことを、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおける5つの「基本原則」を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アイフル株式会社	6,408,000	35.65
雨坂 甲	1,995,300	11.10
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	795,958	4.43
小川 秀男	544,400	3.03
高橋 誠一	463,500	2.58
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300002	449,000	2.50
A Gキャピタル株式会社	378,000	2.10
政岡土地株式会社	308,700	1.72
石井 恒男	260,000	1.45
塚本 大輔	208,200	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
村上 寛	弁護士											
伊藤 孝二	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村上 寛	○	○	—	弁護士としての企業法務に対する高い見識とコンプライアンスに対する知見を当社の経営監視機能及び監査体制の強化に活かしていただくことを期待して選任しております。
伊藤 孝二	○		伊藤孝二氏は当社の主要株主であるアイフル株式会社の業務執行者として過去勤務しておりました。当社とアイフル株式会社との間には、資本関係のほか業務の委託等に関連する取引関係があります。2020年3月期における当社の営業費用に占める同社への支払額の割合は0.04%程度であり、当社の営業収益に占める同社への営業収益はありません。	—

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助すべき使用人について、監査等委員会は監査業務に必要な事項を指示することができ、指示を受けた使用人はその指示に対して、取締役、部門長等の指示を受けない旨「内部統制システム整備に関する基本方針」で定めており、独立性は確保しております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

2020年3月期においては三様監査(内部監査、会計監査人監査、監査等委員会監査)の結果の情報連携を4回実施しております。監査等委員・内部監査間での連携・協議については有効性と効率性を図るため、トラブル発生時や内部監査報告書作成時等、随時連携を行い意見交換を実施してきました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲、士気を喚起し、企業価値向上に資することを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲、士気を喚起し、企業価値向上に資することを目的として、取締役及び従業員に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。取締役報酬は総額で表示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により、取締役(監査等委員を除く)及び取締役(監査等委員)それぞれの報酬限度額を決定しております。各取締役(監査等委員を除く)及び各取締役(監査等委員)の報酬額は、取締役(監査等委員を除く)については取締役会の決議に基づき社長が決定し、取締役(監査等委員)については監査等委員会の協議で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役(監査等委員)のサポートはコンプライアンス部及び管理部経営企画課が行っております。前者は社外取締役の監査業務に必要な資料・データ・情報の収集・提供を担当し、後者は社外取締役への連絡、取締役会資料の事前配布、補足説明等の役割を担当しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1)取締役会及び取締役
取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名(代表取締役社長 雨坂 甲、常務取締役 海原 範隆、取締役 中西 光明、取締役 関原 昌浩、取締役 佐藤 正之)及び監査等委員である取締役3名(取締役 伊藤 孝二、取締役 下條 尚、取締役 村上 寛)の合計8名で構成され、法令又は定款の定めるところにより取締役等に委任できない事項及び経営戦略等の重要事項について審議・決定し、それらについて定期的にチェックする機能を果たしております。原則として月1回の開催とし、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
- (2)経営会議
全ての取締役で構成され、取締役会に付議する予定の事項のほか取締役会で決議された方針に基づく課題及び戦略等について情報連携並びに相互牽制を図り、意思決定・業務執行に齟齬が生じないように努めております。
- (3)リスク管理委員会
取締役会の直属機関として、リスク管理委員会を設置しております。全取締役にて構成され、適正なリスク管理体制の構築によるリスクの未然防止及び危機時の損失抑制を目的として、定期的にリスク状況の報告を受けて常時リスク把握を行うとともにリスク管理体制の不断の見直し・取締役会への報告等を行っております。原則として半期毎の開催とし、必要に応じて臨時委員会を開催します。
- (4)監査等委員会及び監査等委員である取締役
当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名、非常勤監査等委員2名の3名(内、社外取締役監査等委員2名)で構成されています。また、常勤監査等委員である伊藤 孝二氏を議長と定めております。
取締役の執行状況等経営監視機能の充実に努めており、内部監査部門及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。
- (5)会計監査人
当社は、ひびき監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員会設置会社を選択した理由は、監査等委員の場合には、監査・監督をするだけでなく、自らも取締役として取締役会で議決権を行使できる立場なので、監査・監督機能の実効性がより確保されると判断したためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、開催日の設定に関しては集中日を避けるように留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	パソコンによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後の検討事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会は、定期的を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算終了後の決算説明会は、定期的を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIRサイトを設け、掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部経営企画課が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会貢献の一環として積極的に行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はステークホルダーの的確な理解を得ることを目的に、企業活動における会社情報の適時・適切な開示に取り組む方針です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「人として社会に感謝し、地域社会の発展に挑む」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレートガバナンスの重要な目的としています。

上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等当社を取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次の通り内部統制システムの構築に関する基本方針を定めております。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行うこととしております。その概要は以下のとおりです。

a 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・法令および定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・規程等を定め、当該規程等に則り各取締役および各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。

・各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の監査等を行うため、内部監査部門を設置し、監査等の結果について、取締役会および監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。

・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、またはその恐れがある場合は直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整える。

・法令・定款・社内規程違反行為等の社内通報制度として社内規程の整備を図り、通報制度の実効性を確保する。

・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然とした対応を行うための体制を整える。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る文書およびその関連資料(電磁的記録を含む)その他企業機密及び個人情報を含む各種情報は、セキュリティおよび管理・保存に係る社内規程に基づき適切に管理・保存を行う体制を整える。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・企業の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、対応するためのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置し、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。

・緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・IT基幹システム障害等リスクの種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じ適時臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。

・取締役会の効率性および適正性を確保するため、取締役会の運営に関する規程を定める。

e 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項

・監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する使用人を定め、当該使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた使用人はその指示に関して、取締役、部門長等の指示を受けないものとする。

・監査等委員会を補助する使用人の異動については監査等委員会の承認を事前に得るものとする。

f 取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が監査等委員に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

・監査等委員会と取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする重要会議に監査等委員が意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が適切に対応できる体制を整える。

・取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見、又はその恐れがある場合、直ちに監査等委員会に報告する体制を整える。

・取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況等を必要に応じて監査等委員会に報告する体制を整える。

・各部門が作成し担当部門に提出した稟議書および報告書等を監査等委員会が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。

・取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人が監査等委員会に報告した場合、報告者が不利益とならないよう保護する体制を整える。

g 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査等委員が監査の実施のために生じた費用を請求するときは、監査等委員の求めに応じて適切に処理するものとする。

h その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告および説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。

・内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。

・監査等委員会が業務に関する説明または報告を求めた場合、取締役(監査等委員である取締役を除く)および使用人は迅速かつ適切に対応する体制を整える。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、コンプライアンスに関する行動、反社会的勢力に対する規程等を定めております。それらの内容については、社内通達や朝礼等の機会を利用し、定期的に周知徹底を図っております。その中で、反社会的勢力による被害を防止するための方針・基準として、「反社会的勢力に対する基本方針」を定めております。

当社における反社会的勢力排除体制としては、「反社会的勢力による被害防止規程」および「反社会的勢力による被害防止マニュアル」を制定し、主管部署は管理部として運用を行っております。

また、暴力団追放運動推進都民センター等より配信されるデータ情報収集を行い、申込先、取引先等の事前チェック等を行うために社内で情報を共有しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



